



2020年7月のタックス・アップデートの概要は以下の通りです。

- ▶ 従業員へのCOVID-19関連の支払いに対する税金の取扱い
- ▶ ベトナムビジネスフォーラム（VBF）における企業からの請願に対する財務省の回答
- ▶ 職業病と労働災害に対する社会保険基金への雇用主の拠出
- ▶ 新たな扶養家族規定を適用するタイミング（2020年7月もしくは2020年第3四半期）
- ▶ ベトナムで勤務する駐在員のビザとレジデンスカード料金に関するPITの取扱い
- ▶ 従業員の防災基金に関する強制拠出に関するPITの取扱い

オフィシャルレター44403 / CT-TTHT (2020年6月1日付ハノイ税務局発行) による従業員への COVID-19 関連の支払いに対する CIT と PIT の取扱い

ハノイ税務局は、フェイスマスク、手指消毒剤、感染症の検査料に対する支払い等、COVID-19 関連の支払いは従業員福利に分類されると言及した。従業員福利費の損金算入額は、課税年度の 1 か月分の平均給与を上限とされる。

もし、特定の従業員の名前でこの支払いを受け取る場合は、個人所得税の対象となる。ただし、集合的な従業員グループとして支払い処理がなされる場合、個人所得税の対象とはならない。

ベトナムビジネスフォーラム (VBF) における企業からの請願に対する財務省 (MoF) のオフィシャルレター5476 / BTC-CST (2020年5月7日付) 「OL 5476」の回答

OL 5476において、MoF は次の重要事項に回答した。

▶ EPE 企業の条件を満たすことの確認手順

政令 82/2018 / ND-CP によれば、EPE としてのステータスを申請している会社は投資登録証明書を発行する前に、税関当局の監視・検査要件を満たすか否かを確認する必要がある。ただし政令 82/2018 / ND-CP では、税関当局がその確認を申請企業に対して提供する際の明確なタイムラインを規定していない。そのため、ライセンスの発行プロセスに遅延が生じる可能性がある。

そのため、MoF が税関総局と協力し、EPE 企業条件を満たす確認の手順を構築し、関連する所管官庁からアドバイスを求め、詳細ガイダンスを発行する予定である。

▶ CIT 損金算入のための輸出品の売上計上のタイミング

輸出品に関する売上計上のタイミングは各税制により異なっている。CIT では、商品の売上計上のタイミングは「商品名義または使用権が購入者に譲渡される日付」とされている。一方、VAT では、2014年9月1日付通達 119/2014 / TT-BTC によると、「輸出品の売上計上日付は、売手が税関申告を完了した日付となる」。この様に輸出品の売上

計上のタイミングに関して一貫性のないガイダンスがあり、輸出販売を行う企業に多くの混乱をもたらしている。

OL 5476 では、2014 年 9 月 1 日より、輸出品に関する売上計上タイミングは、CIT と VAT 共に、売り手が税関申告を完了した日付であると言及している。

そのため、2014 年 9 月 1 日より輸出品の売上を発生した企業は、CIT および VAT の税務申告書をレビュー・修正する必要がある。

▶ **EPE 企業が国内企業へ機械・設備等をリースする際の通関手続および輸入税について**

国内企業が EPE 企業の商品を加工するため、EPE 企業が国内企業に金型を貸すのは一般的なビジネスモデルである。ただし、この様なビジネスモデルを使用する EPE 企業に対して、通関手続と輸入税について多くの問題が発生している。

- ▶ 原則として、EPE 輸出品を生産するために輸入する機械および設備等は関税が免除される。ただし、EPE 企業が金型を輸入し、国内企業に向けてリースする場合、当金型は EPE 企業の敷地外で使用される事から、関税が免除されるかどうかについて明確な規定がない。
- ▶ 多くの地方税関当局は、以下の様にアドバイスをしている。EPE 企業から金型を借りる際に、国内企業は一時的に輸入手続を実施し、関税と輸入税を支払う。そして EPE に返却する際には、再輸出手続を実行し、金型の残価に相当する金額に対して還付を行うべく、関税と輸入税に関する手続を経る必要がある。

ただし、OL 5476 では、上記の案内について意見せず、ガイダンスを発行する前に、MoF が関連する所管官庁と協力すると述べたのみである。そのため、当該ビジネスモデルを採用している企業は、MoF と税関当局からのガイダンスを引き続きアップデートしていく必要がある。

- ▶ アサインメントレターが CIT の損金算入の際のサポートドキュメントとして認めてほしい、という請願について

MoF が CIT を改正し、雇用費用に対する CIT 損金算入のため、アサインメントレターがサポートドキュメントとして含められるべき、ということが VBF において提案された。しかし、MoF はその提案については承認をせず、税法に適合しないと述べた。

職業病と労働災害に対する社会保険（SI）基金への雇用主の拠出について 2020 年 5 月 27 日付政令 58/2020 / ND-CP 「政令 58」

政令 58 により、職業病や労働災害のリスクが高い業界で事業を行う企業は、現在の 0.5% ではなく、職業病や労働災害に対する SI 基金への拠出率を 0.3% とする事が認められる。過去 3 年間で以下の条件を満たしている必要がある：

- ▶ 労働安全、衛生、SI の違反に対する行政ペナルティを受けていないこと
- ▶ 労働災害および労働安全衛生に関する報告書を十分に提出している
- ▶ 過去 3 年間、労働災害が発生していない。または、昨年の労働災害の数が、過去 3 年間の平均発生率と比較し少なくとも 15% 減少していること

上記を申請するためには、労働疾病社会省に申請書を提出する必要がある。承認を得られた後、3 年間分のベネフィットが付与される。

政令 58 は 2020 年 7 月 15 日より発効する。

オフィシャルレター2546 / TCT-DNNCN (2020 年 6 月 23 日付税務総局発行) 「OL 2546」新しい扶養家族規定を適用するタイミングについて

2020 年 6 月 2 日付決議 954/2020 / UBTQH14 によると、基礎控除は月額 1,100 万ドンとなり、扶養控除は月額 440 万ドンとなった。この決議書は 2020 年 7 月 1 日から有効となり、2020 年度全体に適用される。

新しい規定は、毎月税務申告する対象には 2020 年 7 月より適用され、四半期税務申告する対象には 2020 年第 3 四半期より適用される。年度末には、2020 年度の確定申告時に新しい規定を元に再計算する必要がある。

オフィシャルレター2014 / TCT-DNNCN (2020 年 5 月 18 日付税務総局発行) 「OL 2014」 とオフィシャルレター1433 / CT-TTHT (2020 年 6 月 8 日付バクニン省税務局発行) 「OL 1433」における PIT の取扱いについて

OL 2014 と OL 1433 では、(i) 駐在員のビザとレジデンスカード料金の PIT の支払い、および (ii) 従業員の防災基金への強制拠出に関するガイダンスを規定している。

i. 駐在員のビザとレジデンスカード料金

- ▶ 以下の条件が満たされる場合、上記の料金は PIT の課税対象とならない。
 - ▶ 労働契約、従業員の労働協約、社内ポリシー等に基づいて料金が支払われている。
 - ▶ ベトナムで合法的に働くことができるようにするため、会社が駐在員に対して支払う必要がある費用である。
- ▶ 海外出張に対する費用の PIT の取扱については、社内ポリシーおよび PIT 規則に基づき決定される。

ii. 従業員の防災基金への強制拠出 :

2014 年 10 月 17 日付政令 94/2014 / ND-CP に基づき設立された防災基金への従業員の強制拠出は、2014 年 OL によると、PIT の計算過程において控除が可能である。

Contact

Please contact the below EY professionals for more information on this update or the Tax & Advisory Services.

Ha Noi Office

Huong Vu | Partner, Hanoi Tax Leader
huong.vu@vn.ey.com

Japanese Business Services

Junichi Harada | Associate Director
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Services

Kyung Hoon Han | Associate Director
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Robert King | Partner, Indochina Tax Leader
robert.m.king@vn.ey.com

Japanese Business Services

Takahisa Onose | Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services

Cheon Ju Lee | Director
cheon.ju.lee@vn.ey.com

Chinese Business Services

Owen Tsao | Director
owen.tsao@vn.ey.com

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2020 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.

All Rights Reserved.

APAC No. 16090701

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as legal, accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/en_vn